

住居地域から工業地域へ工場を移転したい(土地・建物取得)

② 商工業振興条例助成金 工場移転事業

助成内容		要件
土地取得 助成	<p>岡谷市内の住居地域から特定地域(特別工業地区を除く)へ工場を移転するため、市内特定地域の土地を取得し、工場を新・増設する場合に助成。</p> <p>《助成率》 ・投入した固定資産総額のうち、 土地取得額×30%</p> <p>《限度額》 ・1億円 (助成金が1,000万円を超える場合は10年以内に分割して交付)</p>	<ul style="list-style-type: none">・従前の工場を工場として売却又は賃貸しないこと・当該工場を1年以上操業・工場の面積が取得した土地面積の30%以上・建築確認済証の交付日又は売買契約の日から30日以内に承認申請書を提出
建物取得 助成	<p>岡谷市内の住居地域から特定地域(特別工業地区を除く)へ工場を移転するため、市内特定地域に工場を新・増設する場合に助成。</p> <p>《助成率》 ・新設する工場等に係る 固定資産税相当額×3年間</p> <p>《限度額》 ・新設する工場等に係る 初年度の固定資産税相当額</p>	<ul style="list-style-type: none">・工場の建設が市内業者・新設する工場を1年以上操業・建築確認済証の交付日又は売買契約の日から30日以内に承認申請書を提出

※「土地取得助成」と「建物取得助成」の併用可能。